

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物

# 鳥取県公報

目

次

## ◇人委規則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を

一部を改正する規則

職員の給料の調整額に関する規則の一部を

改正する規則

初任給調整手当の支給に関する規則の一

部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則

一部を改正する規則

暫定手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に關する規則の一部を改正する規則

## 人事委員会規則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十九年四月十日

鳥取県人事委員会委員長 青戸辰午

## 鳥取県人事委員会規則第十三号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を

改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則(昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号を次のように改める。

二 教職員課の指導主査並びに指導課の指導主査、指

導係長、産業教育係長及び指導主事

第三条第二項第三号を次のように改める。

三 教職員課の指導主査、指導課の指導主査、指導係

長、産業教育係長及び指導主事、社会教育課の指導

主査、指導係長及び社会教育主事並びに体育保健課

の指導主査及び指導主事

蚕業指導所	経営伝習農場	農業試験場	本 知事部局
所長	長	長	厅
			企次部 画室、次長 長長長長
			検農専農行主副局課 業門改出 查技術考 專術造考 門整室善 員員長員員長事長長
	所長	次長	副県専構給広総経出副局課 検營門造与報行長 查林技改經主善理室政參 專室善理室計補 門室室計補 員長員長長員長佐事佐佐
	機械技術主任長	庶務係長	久檢船小専普企商主主行企係 松査門及業政 閣專作指診務計画 管門主術主導斷 者補長事員員員員任員補員長
"	"	"	て吏事タ る職を吏員 もつて技術任
"	"	"	主事補、技師補 及び他の等級に 属さない職
"	"	"	に、
た、	に、	を、	に、

第二条第二項に次の二号を加える。  
四 教育事務所の指導係長、社会教育係長、指導主事  
及び社会教育主事

## 附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十九年四月一日から適用する。

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する。

## 別表第一中

本 知事部局	次 部
長 長	副 組合
	検核専農行主局課 門業改出 查技術考 專調術造考 門整室善 員員長員員長長
	副県専構給広総経副局課 検營門造与報行長 查林技改經主善理室政參 專室善理室計補 門室室計補 員長員長長員長員佐佐
	検久建機商船主普農企主主行係 查松築城門及業政 專閣技術指監診計查員 門管技術指監診計查員 員理主主術主主 補者任任員長員事任員任員補長
	て吏事タ る職を吏員 もつて技術任
	主事補、技師補 及び他の等級に 属さない職
	を

職務の等級の分類の基準に関する規則（昭和三十六年三月鳥取県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

## 一部を改正する規則

職務の等級の分類の基準に関する規則（昭和三十六年三月鳥取県人事委員会規則第八号）の一部を次のように

5 昭和39年4月10日 金曜日 鳥取県公報(号外) 第30号 (第3種郵便  
物認可)

注

改める。

教育事務所	本厅					
	体育指揮課	社会指導課	保健指導課	教育指導課	職員課	義務教育課
主査						
社指会導教						
育係主事						
事長						

別表第四中	本厅					
	体育指揮課	社会指導課	保健指導課	教育指導課	職員課	義務教育課
主査						
社指会導教						
育係主事						
事長						

に

を

別表第五の注を次のように改める。  
一 三等級の職のうち分場長、科長及び室長の職にある者については、人事委員会の承認を得て二等

級に格付けすることができる。

二 三等級の職のうち一に掲げる職以外の職にある者については、特に人事委員会の承認を得て二等

昭和39年4月10日 金曜日 鳥取県公報(号外) 第30号 (第3種郵便  
物認可)

改め、同表の注に三として次のように加える。  
三 五等級の職のうち心理判定員の職にある者については、人事委員会の承認を得て四等級に格付けすることができる。

別表第三中

教育事務所	本厅					
	高校教育課	教員課	指導課	主査	所長	副長
指導主査	指導主査	指導主査	指導主査	指導主査	指導主査	指導主査
指導主査	指導主査	指導主査	指導主査	指導主査	指導主査	指導主査
指導主査	指導主査	指導主査	指導主査	指導主査	指導主査	指導主査

に

を

本教育委員会	主課					
	長	副長	室長	副室長	佐長	副佐長
主課	主課	副長	室長	副室長	佐長	副佐長
主課	主課	副長	室長	副室長	佐長	副佐長
主課	主課	副長	室長	副室長	佐長	副佐長

本教育委員会	主課					
	長	副長	室長	副室長	佐長	副佐長
主課	主課	副長	室長	副室長	佐長	副佐長
主課	主課	副長	室長	副室長	佐長	副佐長
主課	主課	副長	室長	副室長	佐長	副佐長

主事補及び他の等級に付する事務員、技術者

事務員担当職、技術者

主事補及び他の等級に付する事務員、技術者

主事補及び他の等級に付する事務員、技術者

事務員担当職、技術者

級に格付けすることができる。

別表第七の注を次のように改める。

一 二等級の職のうち家畜保健衛生所所長の職にあ  
る者については、人事委員会の承認を得て一等級  
に格付けすることができます。

二 二等級の職のうち一に掲げる職以外の職にある  
者については、特に人事委員会の承認を得て一等級  
に格付けすることができます。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十九年四月  
一日から適用する。

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規  
則をここに公布する。

昭和三十九年四月十日

鳥取県人事委員会委員長 青戸辰午

#### 鳥取県人事委員会規則第十五号

昭和三十九年四月十日 金曜日 鳥取県公報(号外) 第30号 (第三種郵便物記可)

職員の給料の調整額に関する規則(昭和三十一年十一  
月鳥取県人事委員会規則第十八号)の一部を次のように  
改正する。

第二条の表を次のように改める。

勤務箇所	職	員	調整率
鳥取盲学校 米子皆生学校 皆浜児童園	校長、教諭、養護教諭、助教諭、養 び寮母	学校教育法(昭和二十二年法律第 十六号)第七十五条に定める特殊学 級に相当し特殊教育に直接従事す ることを本務とする教諭、助教諭及 び常勤の講師	百分の八
小学校	児童と起居を共にする保母	百分の八	百分の四
中学校	児童と起居を共にする校長、主任、 教諭及び教母	百分の八	百分の八
皆成学園	児童と起居を共にする園長、主任、 児童指導員及び保母	百分の四	百分の八

積善学園	児童と起居を共にする主任及び保母	百分の八
整肢学園	児童と起居を共にしない園長、主任 及び保母	百分の四
附 則	児童と起居を共にしない児童指導員 及び保母	百分の四

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十九年四月  
一日から適用する。

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する  
規則をここに公布する。

昭和三十九年四月十日

鳥取県人事委員会委員長 青戸辰午

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十九年四月  
一日から適用する。

別記様式を削る。

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する  
規則を改正する規則

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規  
則(昭和三十七年三月鳥取県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改  
正する。

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規  
則を改正する規則

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規  
則(昭和三十九年四月十日)の一部を次のように改  
正する。

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正  
する規則をここに公布する。

昭和三十九年四月十日

鳥取県人事委員会委員長 青戸辰午

#### 鳥取県人事委員会規則第十七号

昭和三十九年四月十日 金曜日 鳥取県公報(号外) 第30号 (第三種郵便物記可)

00234

(第三種郵便物記可)

職員の給料の調整額に関する規則の一部を  
改正する規則

職員の給料の調整額に関する規則(昭和三十一年十一  
月鳥取県人事委員会規則第十八号)の一部を次のように  
改正する。

第二条の表を次のように改める。

勤務箇所	職	員	調整率
鳥取盲学校 米子皆生学校 皆浜児童園	校長、教諭、養護教諭、助教諭、養 び寮母	学校教育法(昭和二十二年法律第 十六号)第七十五条に定める特殊学 級に相当し特殊教育に直接従事す ることを本務とする教諭、助教諭及 び常勤の講師	百分の八
小学校	児童と起居を共にする保母	百分の八	百分の四
中学校	児童と起居を共にする校長、主任、 教諭及び教母	百分の八	百分の八
皆成学園	児童と起居を共にする園長、主任、 児童指導員及び保母	百分の四	百分の八

第三条第二号中「高等学校教諭免許状を有する者」の  
下に「又は人事委員会がこれに準すると認める者」を加  
え、同条第五号中「盲学校教諭免許状若しくはろう学校  
教諭免許状」を「盲学校教諭免許状、ろう学校教諭免許  
状若しくは養護学校教諭免許状」に改め、同条第六号中  
「、養護教諭一級普通免許状若しくは養護学校教諭免許  
状」を「若しくは養護教諭一級普通免許状」に改める。

別記様式を削る。

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和三十九年四月鳥取県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第十条中「月額」を「月額又は支給割合」に改める。様式第三を次のように改める。

年四月鳥取県人事委員会規則第五号の一部を次のように改正する。

補足説明

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十九年四月一日から適用する。

暫定手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十九年四月十日

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

#### 鳥取県人事委員会規則第十八号

暫定手当に関する規則の一部を改正する規則

暫定手当に関する規則（昭和三十八年三月鳥取県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第二のイを口とし、口をハとし、同表にイとして次のように加える。

委員会規則第十号の一部を次のように改正する。

職務の等級 号給	行政職給料表の適用を受ける職員に適用					
	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級
1号給	円 60	円 40	円 30	円 20	円 10	円 10
2号給	60	40	30	20	10	10
3号給	60	40	30	20	10	10
4号給	70	50	40	30	20	20
5号給	70	50	40	30	20	20
6号給	80	60	50	40	30	30
7号給	80	60	50	40	30	30
8号給	80	60	50	40	30	30
9号給	90	70	60	50	40	40
10号給	90	70	60	50	40	40
11号給	90	70	60	50	40	40
12号給	90	70	60	50	40	40
13号給	90	70	60	50	40	40
14号給	90	70	60	50	40	40
15号給	100	80	70	60	50	50
16号給	100	80	70	60	50	50
17号給	100	80	70	60	50	50
18号給	100	80	70	60	50	50

職務の等級 号給	行政職給料表の適用を受ける職員に適用					
	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級
1号給	円 60	円 40	円 30	円 20	円 10	円 10
2号給	60	40	30	20	10	10
3号給	60	40	30	20	10	10
4号給	70	50	40	30	20	20
5号給	70	50	40	30	20	20
6号給	80	60	50	40	30	30
7号給	80	60	50	40	30	30
8号給	80	60	50	40	30	30
9号給	90	70	60	50	40	40
10号給	90	70	60	50	40	40
11号給	90	70	60	50	40	40
12号給	90	70	60	50	40	40
13号給	90	70	60	50	40	40
14号給	90	70	60	50	40	40
15号給	100	80	70	60	50	50
16号給	100	80	70	60	50	50
17号給	100	80	70	60	50	50
18号給	100	80	70	60	50	50

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十九年四月一日から適用する。

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十九年四月一日から適用する。

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十九年四月一日から適用する。

#### 鳥取県人事委員会規則第十九号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則

別表第一の二の(1)の1の2の次に1のるとして次のように加える。

法による国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置

別表第一の二の(1)の5の次にもとして次のように加え

別表第一の二の(1)の1の2の次に1のるとして次のように加える。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十九年四月一日から適用する。

た改める。

別表第十二の一中 二等級 大学卒 ○ 三 を

二等級 大学卒 ○ 三

6 教育職員免許法附則第十項に規定する高等学校教諭

別表第六の注を次のように改める。

注一 初任給欄中二七、九〇〇円あるのは、昭和三十八年十月一日から昭和三十九年三月三十一日ま

での間にあつては、二六、〇〇〇円と読み替えるものとする。

二 教育職員免許法附則第十項に規定する高等学校

教諭二級普通免許状を所有する者については、初

任給欄に掲げる額を一六、七〇〇円とする。

別表第十二の一中 二等級 大学卒 ○ 三 を

二等級 大学卒 ○ 三 を改める。